

耐震改修工事



平成7年に発生した阪神・淡路大震災の災害を教訓として、「地震災害対策緊急整備事業」を創設し、県有建築物の耐震性の確保を図るため、耐震補強工事を実施している。

耐震補強工事は、「新耐震基準」(昭和56年)以前に建築された施設を中心に順次実施しており、耐震診断→補強計画→実施設計→補強工事の4段階で完了する。

■耐震ブレース工法



■耐震壁工法



■アースアンカー工法

外壁側に新設した柱・梁のフレームの浮上りを防止するため、深さ約16mを掘削し、岩盤と柱基礎をケーブルの緊張(アースアンカー)により固定した。:大日川ダム管理事務所

対象となる建築物:

- 1) 災害対策活動拠点施設
- 2) 救護活動施設
- 3) 避難活動施設
- 4) 災害弱者施設

DATA

⑧改修工事等

平成14年5月～平成23年3月